

競売不動産取扱主任者演習問題集
【正誤のお知らせ】

(3733)

平成 27 年 9 月 3 日
 (株)住宅新報社 出版・企画グループ
 TEL 03-6403-7806

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	
P 96 肢 3	執行裁判所の執行処分で執行異議の申し立てをすることができないものに対しては、執行裁判所に執行抗告をすることができ	執行裁判所の執行処分で執行抗告をすることができないものに対しては、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。
P 137 肢 3 解説 下から 4 行目～	執行裁判所の執行処分で 執行抗告をすることができないもの に対しては、 執行裁判所に執行異議 を申し立てることができる(法 11 条 1 項)。本肢では、執行抗告と執行異議が逆になっている。なお、執行官の執行処分及びその遅怠に対しても、同様となる。	執行裁判所の執行処分で 執行抗告をすることができないもの に対しては、 執行裁判所に執行異議 を申し立てることができる(法 11 条 1 項)。なお、執行官の執行処分及びその遅怠に対しても、同様となる。
P 175 肢 4 解説 下から 3 行目～	<u>抵当権設定者は、物上代位権を行使するために、その払渡し又は引渡しの「前」に差押えをしなければならない(同法 372 条、304 条 1 項)。</u>	<u>抵当権者は、物上代位権を行使するために、その払渡し又は引渡しの「前」に差押えをしなければならない(同法 372 条、304 条 1 項)。</u>